平成２５年（フ）第９２３号
名古屋市南区北頭町３丁目13番地　北頭第二住宅１棟211号
債務者　谷崎　美代（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８１号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南548番地25
債務者　久保　和彦
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７５号
兵庫県高砂市曽根町2399番地の８、従前の住所兵庫県高砂市中筋５丁目２番11号
債務者　宮川　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２６８号
兵庫県姫路市広畑区才1057番地１旭マンション205号、従前の住所兵庫県姫路市北条252番地12市営住宅10棟34号
債務者　浦　むつみ
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４５号
奈良県生駒市門前町10番21号
債務者　中務　雄太
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２０８号
奈良市桂木町２番506号
債務者　林　　貴之
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住12―４号
債務者　安田　華恵
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目14―26　グッドワン202、住民票上の住所鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷1695番地３
債務者　河野美穂子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５０１号
広島市西区楠木町３丁目13番34―1004号　カルチェヴェールW
債務者　田村　直人
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６号
広島県尾道市美ノ郷町三成2598番地１
債務者　濱原　将行
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
愛媛県新居浜市土橋２丁目６番17号
債務者　守谷　健次
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６９号
愛媛県四国中央市上分町252番地１　レオパレスパピルスサンヤピ102号、前住所愛媛県四国中央市川之江町2529番地229　ロイヤルハイツ602号
債務者　渡辺　和宏
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第７０号
愛媛県新居浜市庄内町４丁目２番21号、前住所愛媛県新居浜市船木甲4703番地の１
債務者　髙谷　章太
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２９号
福岡県久留米市野中町1485番地１　プロムナード野中Ｄ棟102号
債務者　楢崎　正己
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎254番地
債務者　小川　泰彦
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第６０号
福岡県田川市大字奈良1520番地23　後藤寺東団地１―４―６
債務者　前田　昌輝
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１３８号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅211棟８号
債務者　川添　節子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　宮崎地方裁判所破産係